

**7井教学委第4号 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託
事業者選定プロポーザル募集要項**

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、7井教学委第4号 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務について、業務実施に当たり、提案内容や見積金額等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式により委託業者の選定を行うものとする。

2 実施概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託番号 | 7井教学委第4号 |
| (2) 委託名 | 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託 |
| (3) 委託内容 | 7井教学委第4号 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに |
| (4) 見積限度額 | <u>4, 747, 600</u> 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 プロポーザルに係る日程

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 質問の締切 | 令和7年5月15日（木）午後4時まで |
| (2) 質問の回答 | 令和7年5月16日（金） |
| (3) 参加申込受付期間 | 令和7年5月 8日（木）から
令和7年5月16日（金）まで |
| (4) 提案書受付期間 | 令和7年5月23日（金）まで |
| (5) 選考審査 | 令和7年5月下旬 |
| (6) 結果通知予定日 | 令和7年6月上旬 |

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 本町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 参加申込書が井手町学校教育課に到着する日までに井手町の入札参加資格を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続きを開始す

- る申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続きを開始する申立てをしていない又は申立てがされていないこと。
- （６）井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。
- （７）参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例（平成２５年井手町条例第５号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと又はその統制下にある者でないこと。
- （８）令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの期間で、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方自治体等との契約及び完了実績があること。

５ 参加申込書の提出

- （１）提出書類 「プロポーザル参加申込書」
- （２）提出場所 〒６１０－０３０２
京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月８番地
井手町教育委員会学校教育課（担当 横田）
- （３）提出方法 提出場所に持参または郵送すること。郵送する場合は、参加申込受付確認票返信用封筒（長形３号封筒に切手を貼り、返信先宛名を記載したもの）１通を同封し、事前に連絡すること。
- （４）提出期限 令和７年５月１６日（金）

６ 提案書の提出

別紙「提案書等作成要領」に基づき、令和７年５月２３日（金）午後５時必着とする。

７ 企画提案の審査方法及び契約予定者の特定

- （１）企画提案の審査は、提出された企画提案書及び見積書等による書面審査にて行う。

ア 実施日 令和７年６月上旬

イ 内容 書面審査は、事業者名を審査委員に明かさず行うこととする。

ウ 評価基準 １００点を満点として、下表の配点による評価を行う。

評 価 項 目	配 点
・本業務を円滑かつ適切に遂行できる体制を有しているか。 （リスク管理等、緊急時の体制を含む。）	２０点
・実施までの想定業務及びスケジュールは妥当か。	２０点
・過去５年間における業務実績（同種又は類似）は十分か。	２０点
・仕様書に基づき、適正な企画提案ができているか。	２０点
・見積金額は本件業務に対して妥当か。	２０点

エ 留意事項 指定した日時に企画提案書等が届かない者は、参加辞退したものとみなす。

(2) 契約予定者の特定

「7井教学委第3号 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、審査を行う。

ア 提案事業者から出された提案書等を基に書面審査を行い、総合評価が最も高い者を契約予定者とする。

イ 総合評価が最も高い者が2人以上ある時は、提案内容を総合的に判断し決定する。

ウ 提案者が1者の場合も評価は実施する。ただし、評価結果において最低基準を満たさない場合は契約予定者とししない。

(3) その他

ア 審査委員及び審査経過については公表しない。

イ 審査結果については、プロポーザル参加業者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

8 結果通知

審査結果はFAXにより通知する。なお、選定した者には、別途公文書で通知する。

9 業務委託契約の締結

(1) 選定委員会で選定した最適業者を契約予定者とし、随意契約により業務委託契約を締結する。

(2) 辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

10 その他留意点

(1) 参加に際しての必要な費用は、参加者が負担することとする。

(2) 提出書類の返却は行わない。また、提出書類は事業者選定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とすることとし、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語と日本国通貨に限る。

(5) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後不利益な取り扱いを受けることはない。

(6) 本要項に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。